

柴田町特定随意契約の手續きに関する要領第4条の規定により、令和4年度 特定随意契約実施計画を公表する。

課 名：商工観光課
公表日：令和5年 2月 7日

令和4年度 特定随意契約実施計画表

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結予定日	契約申込の提出先	契約申込の期限	契約の相手方の決定方法及び選定基準	適用（左記のほか契約に際し必要とされる事項）
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
1	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手續きに関する要領第2条第3号）	観光客誘客と観光振興を図るため、船岡城址公園を中心に観光施設や観光資源の整備を行うもの。	花木等の植栽・管理、除草、観光施設周辺の環境整備、観光地場を会場に開催される各種イベント等に対応した業務	施設の総面積 153,000㎡	柴田町船岡館山95-1（船岡城址公園）  柴田町船岡川端（白石川千桜公園）  柴田町船岡川端129（桜の小径周辺）	令和5年4月1日から令和6年3月31日	令和5年2月22日	商工観光課	令和5年2月21日	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条の指定を受けたもののうち、予定価格の範囲内で契約の申込みがあったもの。	当事業の性質から花木の植栽や生育管理等の知識を有するもの。

番号	物品又は役務の区分	政策目的	契約締結の内容					契約締結予定日	契約申込の提出先	契約申込の期限	契約の相手方の決定方法及び選定基準	適用（左記のほか契約に際し必要とされる事項）
			物品又は役務の概要	規格・品質等	数量等	納入場所又は履行場所	納入期限又は履行期間					
2	役務	高齢者の働く場の確保（柴田町特定随意契約の手続きに関する要領第2条第3号）	船岡駅及び槻木駅コミュニティプラザ施設の適正な維持管理を目的としての施設清掃業務。	通常清掃業務として、施設内清掃、トイレ清掃・消耗品の取り換え、施設内ゴミ回収・分別、施設周辺の清掃、回収ゴミ搬出作業。	業務日は各施設、各施設年264日。業務時間は、2.5時間。観桜客対応として、4月中旬に14日間。業務時間は、1.5時間とする。	柴田町船岡中央1丁目1-1（船岡駅コミュニティプラザ）  柴田町槻木新町1丁目1-1（槻木駅コミュニティプラザ）	令和5年4月1日から令和6年3月31日	令和5年2月22日	商工観光課	令和5年2月21日	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条の指定を受けたもののうち、予定価格の範囲内で契約の申込みがあったもの。	当該施設の設備等に精通しており、清掃業務等に関する知識を有するもの。